

外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規則

(平成二十年十二月十八日規則第三百三十三号)

改正 平成二十四年 六月十五日

同 二六年一月一日

令和 三年 三月一日

(目的)

第一条 この規則は、外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規程(会規第八十八号。以下「規程」という。)第十条の規定に基づき、懲戒処分歴の開示に関する書面等の様式その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(書式)

第二条 規程第五条第一項に規定する書面の様式は、別紙第一号書式とする。

2 規程第六条第一項に規定する通知の様式は、別紙第二号書式とする。

3 規程第六条第二項に規定する通知の様式は、別紙第三号書式とする。

- 1 -

4 規程第七条に規定する通知の様式は、別紙第四号書式とする。

5 規程第八条第二項に規定する書面の様式は、別紙第五号書式とする。

6 規程第八条第三項に規定する通知の様式は、別紙第六号書式とする。

(本人確認書類)

第三条 規程第五条第二項に規定する本人確認に必要な書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。ただし、有効期間又は有効期限のある書類にあつては提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。)、住民票(外国人住民に係るものを含む。以下同じ。)の写し又は住民票の記載事項証明書(地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)

二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例

- 2 -

被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

三 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十条第一項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

四 道路交通法（昭和三十五年法律第一百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等

五 前各号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（手数料）

- 3 -

第四条 規程第九条に規定する手数料の額は、一件（開示を請求する回数及び対象となる外国法律事務所又は外国法律事務所の数ごとに一件とする。）につき金千円に消費税相当額を加算した額とする。

附 則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則（平成二十四年六月一五日改正）

第三条第一号及び第四号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二六年一月一八日規則第一六五号）

外国法律事務所制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則 題名、第一条、第四条、第一条書式、第五号書式改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和三年三月一八日改正）

- 4 -

第三条第四号の改正規定は、令和三年三月十八日から施行する。

第1号書式（第2条第1項関係）

懲戒処分歴開示請求書

年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

請求者（住所又は主たる事務所の所在場所）

（氏名又は名称及び代表者氏名）

印

（電話番号）

私は、以下のとおり懲戒処分歴を開示されたく、必要書類を添付して請求します。

1. 外国法事務弁護士の氏名・外国法事務弁護士法人の名称

事務所（外国法事務弁護士法人にあつては、主たる事務所）の名称

事務所（外国法事務弁護士法人にあつては、主たる事務所）の所在場所

2. 依頼又は委嘱にかかる事案の概要

（書ききれない場合、適宜の用紙に記載し添付して下さい。）

3. 開示を必要とする事由

（書ききれない場合、適宜の用紙に記載し添付して下さい。）

添付書類

自然人の場合：本人確認に必要な書類（外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規則第3条参照）の写し

法人の場合：資格証明書

誓 約 書

開示を受けた懲戒処分歴を他に漏らさないことを誓約します。

印

通 知 書

年 月 日

（名宛人）

日本弁護士連合会

に関する懲戒処分歴開示請求（ 年 月 日受付）
につき、下記のとおり通知します。

記

1. 懲戒処分内容及び効力が生じた日
 - (1) 除名・退会命令・業務停止（期間 ）・戒告 年 月 日
 - (2) 除名・退会命令・業務停止（期間 ）・戒告 年 月 日
 - (3) 除名・退会命令・業務停止（期間 ）・戒告 年 月 日
2. 懲戒処分の理由の要旨
別紙のとおり
3. 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第60条第1項に規定する取消しの訴えの係属の有無
 - 上記1. (1) について 有・無
 - 上記1. (2) について 有・無
 - 上記1. (3) について 有・無
4. 効力の停止の決定の有無
 - 上記1. (1) について 有（決定を受けた日： 年 月 日）・無
 - 上記1. (2) について 有（決定を受けた日： 年 月 日）・無
 - 上記1. (3) について 有（決定を受けた日： 年 月 日）・無
5. 上記4. の決定が効力を失ったことの有無
 - 上記1. (1) について 有（効力を失った日： 年 月 日）・無
 - 上記1. (2) について 有（効力を失った日： 年 月 日）・無
 - 上記1. (3) について 有（効力を失った日： 年 月 日）・無

以上

注1) 本通知により開示される懲戒処分歴は、以下のものに限られます。

除 名：効力の停止中のものであって、懲戒の処分が効力を生じた日から3年を経過していないもの

退会命令：効力の停止中のもので又は懲戒の処分後再度外国法事務弁護士名簿に登録された場合であって、懲戒の処分が効力を生じた日から3年を経過していないもの

業務停止：業務停止の期間が満了していないもの及び業務停止の期間が満了した日から3年を経過していないもの

戒 告：効力を生じた日から3年を経過していないもので、本会において公表されたもの（すべての戒告が公表されるものではありませんのでご留意下さい。）

注2) 開示を受けた懲戒処分歴を他に漏らすと責任を問われることとなりますのでご注意ください。

第3号書式（第2条第3項関係）

通 知 書

年 月 日

（名宛人）

日本弁護士連合会

に関する懲戒処分歴開示請求（ 年 月 日受付）
につきましては、下記に該当する懲戒処分歴がありませんでしたので、この旨通知します。

記

- 除 名：効力の停止中のものであって、懲戒の処分が効力を生じた日から3年を経過していないもの
- 退会命令：効力の停止中のもの又は懲戒の処分後再度外国法事務弁護士名簿に登録された場合であって、懲戒の処分が効力を生じた日から3年を経過していないもの
- 業務停止：業務停止の期間が満了していないもの及び業務停止の期間が満了した日から3年を経過していないもの
- 戒 告：効力を生じた日から3年を経過していないもので、本会において公表されたもの（すべての戒告が公表されるものではありませんのでご注意ください。）

以上

第4号書式（第2条第4項関係）

通 知 書

年 月 日

（名宛人）

日本弁護士連合会

当連合会作成にかかる 年 月 日付通知書中1.（ ）記載の懲戒処分は、
判決の確定により取り消されましたので通知します。

以上

注）開示を受けた懲戒処分歴を他に漏らすと責任を問われることとなりますのでご注意ください。

第5号書式（第2条第5項関係）

懲戒処分歴開示照会書

年 月 日

日本弁護士連合会会長 殿

照会者（外国法事務弁護士の場合）

登録番号

事務所

外国法事務弁護士

（※職務上の氏名を使用している場合は、
職務上の氏名により署名してください。）

（外国法事務弁護士法人の場合）

主たる事務所の所在場所

外国法事務弁護士法人の名称

社員（代表社員）

（※職務上の氏名を使用している場合は、
職務上の氏名により署名してください。）

外国法事務弁護士等の懲戒処分歴の開示に関する規程第8条第1項の規定により、懲戒
処分歴の開示請求の有無を照会します。

以上

第6号書式（第2条第6項関係）

通 知 書

年 月 日

（名宛人）

日本弁護士連合会

年 月 日受付にかかる懲戒処分歴開示請求の有無の照会につき、下記のとおり通知します。

記

1. 開示請求の有無及び回数
有（ 回）・無
2. 請求者の数
人
3. 開示の有無及び回数
有（ 回）・無

以上